

埼玉県立新座高等学校

いじめ防止基本方針

令和5年度	いじめ認知件数	0	件
-------	---------	---	---

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	1
第2 いじめ早期発見への取組	2
第3 いじめの早期解決への取組	2
第4 いじめ問題に向けての校内組織	3
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	4
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	5

はじめに

埼玉県立新座高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するため、また全校生徒が「安心・安全で明るく楽しく学習や学校行事・部活動に頑張る学校生活を送れる」ように、学校の「いじめ防止基本方針」を策定した。

第1 いじめの未然防止のための取組

授業研究や特別支援教育の視点に立つ教育活動を通して、教員一人一人がすべての生徒が学ぶ喜びを実感できる学習システムを構築し、生徒に将来の自立や社会参加に結びつく生きる力と心豊かで調和のとれた人間性を育むとともに、学力の基礎・基本の定着を図る。

さらに、学校教育活動全般を通じて、命の大切さやいじめに対する意識啓発について指導する。

また、本校は、全職員が、いじめ問題に無関係である生徒はいないとの認識の下、企画委員会や生徒支援部、各学年等で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

さらに、PTAの活動や生徒の自助共助の取組を積極的に支援し、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

以上のことから、本校では、学校いじめ問題「0件」を目標に掲げ、以下の点に取り組む。

- (1) 初任者研修、5・10（中堅教諭等資質向上研修）・20年経験者研修他、年6回の授業研究会を実施し、教職員の授業力向上に努める。
- (2) 特別支援教育研修会・倫理確立研修会等の職員研修を計画し、教職員の人権意識や倫理意識の醸成や専門性の向上を図る。
- (3) いじめ防止等対策委員会を設置し、いじめ防止の早期発見・解決、被害生徒、加害生徒への対処等を組織的に行う。
- (4) いじめ防止に関するアンケート調査を実施し、いじめ問題の早期発見に努める。
- (5) 長期欠席者やその保護者に対し、迅速かつ丁寧な対応を心掛け、家庭との連絡を密にし、教職員間で情報を共有する。また、必要に応じて心理、福祉、医療等の関係機関との連携を図り、問題の早期解決を目指す。
- (6) 不幸にしていじめ問題が生じた場合には、スクールカウンセラーに依頼し、関係生徒の心のケアを行う。
- (7) 渉外部では、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る
- (8) 生徒支援部・生徒会では、生徒会活動など生徒の自主的ないじめ撲滅活動を支援していく。

第2 いじめ早期発見への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒支援部・いじめ防止等対策委員会は「いじめアンケート調査」を年3回(学期に1回)実施する。
- (2) 企画委員会は、学校評価保護者アンケートの項目の中に「いじめ防止等に関する項目」を掲げ、いじめ防止対策が機能しているか点検し、必要に応じて見直しを図る。

第3 いじめの早期解決への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒支援部及びいじめ防止等対策委員会が中心となり、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (2) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。
- (3) いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止等対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- (4) いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (5) 本校では、本校職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (6) 被害の大きさや犯罪性等に鑑みて、学校での対応では限界があるケースについては、必要に応じて警察等関係機関に相談する。
- (7) 本校では、23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。
- (8) 生徒支援部は、いじめ防止等対策研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- (9) 問題を抱えている生徒について、全職員で現状及び今後の指導方法について情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。
- (10) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。

第4 いじめ問題に対する校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

【構成員】

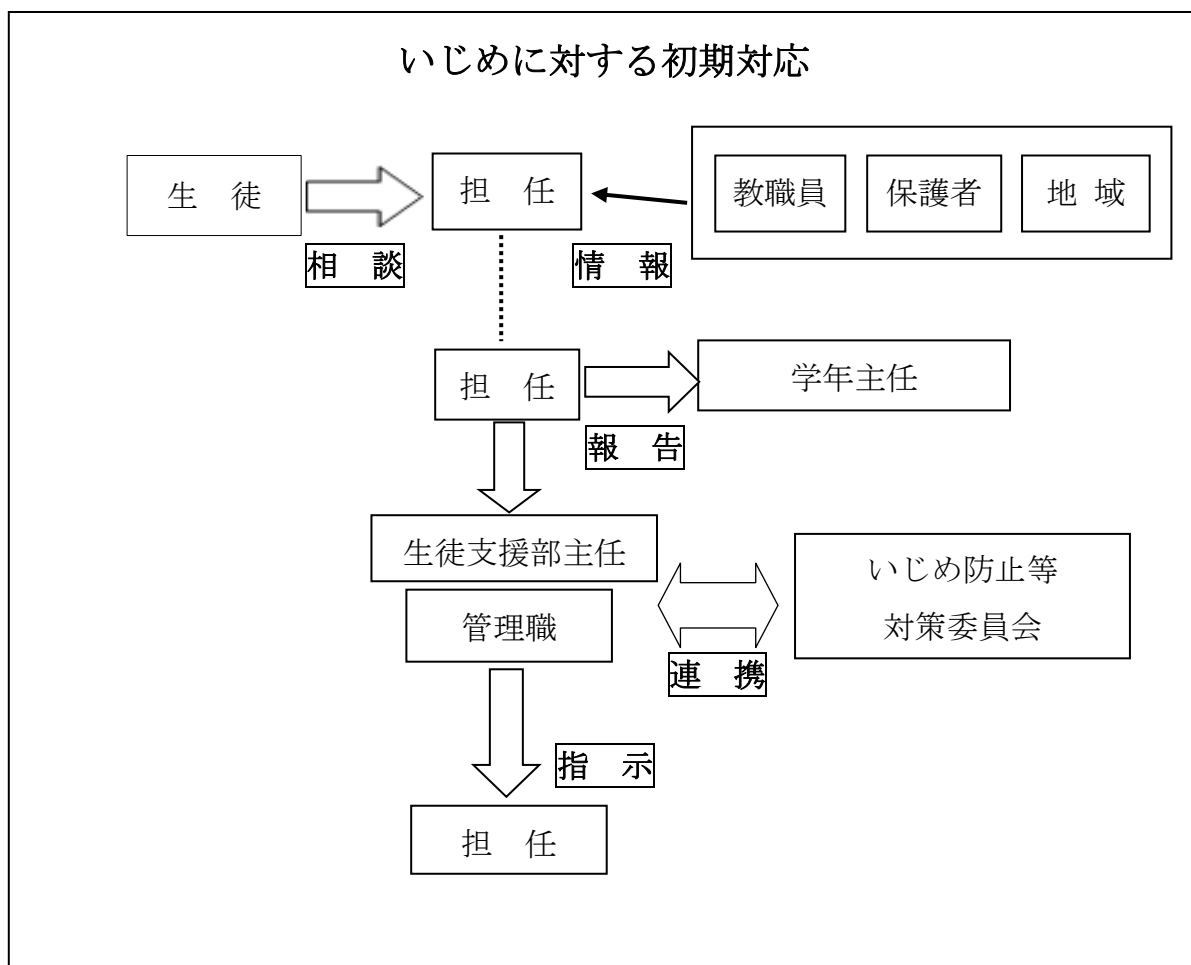
この委員会の構成員には、企画委員の他、養護教諭及び個々の事案により、学級担任やその他必要な職員とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案の調査に関すること。

【開催】

- ・いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

本校では、この重大事態を全職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点から「いじめ防止等対策委員会」を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

「重大事態」を全職員が理解し、「第4 いじめ問題に対する校内組織」における組織において調査を実施する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。

調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- ・ 生徒支援部または各学年では、いじめ等が二度と起こらないため生徒支援体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座実施する。
- ・ 各学年では、いじめの被害生徒を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) LHR等を活用して、ネット問題について年1回生徒向け講演会を実施する。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、情報セキュリティ講座等を実施する。
- (3) ネット上のいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、「第3 いじめの早期解決への取組」の対応に加えて、関係する生徒に拡散した情報の削除をさせ、必要に応じ、ネットサービスの運営会社に情報の削除を依頼する。